

セカンドホームびえい（美瑛町二地域居住体験住宅）の申し込みについて

【 令和7年度 申込概要（案）】

美瑛町では、地元のからまつ材を使ったセカンドホーム（第2の家）のモデルハウス（以下「体験住宅」といいます。）を6棟建設し、平成22年5月から「おためし暮らし（移住体験）」として運営し、移住検討もしくは二地域居住検討の皆様を対象として利用いただいています。

●セカンドホームびえいの概要

位 置	美瑛町字水沢春日台第2（JR美瑛駅より6km）
構 造	木造平屋建（ロフト付物件あり）
延床面積	体験住宅（大）37.76㎡ 1棟 体験住宅（大）41.31㎡ 2棟 体験住宅（中）28.35㎡ 2棟 体験住宅（小）18.23㎡ 1棟
共同施設	作業棟、倉庫（冬期使用不可）
付属施設	家庭菜園（30㎡）、石油ストーブ、ガスコンロ、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、炊飯器、やかんまたはケトル、掃除機、扇風機、寝具一式、食器等の生活用品など インターネット回線 ※Wi-Fi環境有り

●使用期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日（1か月単位）

●募集件数 6組（体験住宅（大）3組、（中）2組、（小）1組）

●募集期間 令和6年9月2日（月）～令和6年10月31日（木）

- 使用条件
- ・美瑛町に移住を検討されている方。もしくはセカンドホームを持ち二地域居住を検討されている方。
 - ・アンケート調査や美瑛町の広報紙、ホームページへの掲載等、美瑛町の移住対策事業にご協力いただける方
 - ・その他、体験住宅を善良な管理のもと使用いただける方

●使用料 体験住宅（大） 1月につき63,000円

体験住宅（中） 1月につき52,000円

体験住宅（小） 1月につき42,000円

●補償金 退居以降に請求が困難になることを避けるために、退居月の光熱水費の精算分及び退居時における住宅室内の損害賠償分の負担を賄うための補償として設定。

基本額（月額使用料金の25%）

・二地域居住体験住宅水沢住宅（大） 15,750円

・二地域居住体験住宅水沢住宅（中） 13,000円

・二地域居住体験住宅水沢住宅（小） 10,500円

清掃費 9,200円

洗濯費（寝具洗濯に係る費用として1組） 3,000円

灯油代金（4～10月） 4,000円

灯油代金（11～3月） 20,000円

※補償金は入居時にお支払いいただき、退居月の光熱水費等が確定し損害賠償分のないことが確認できた際、支払い後の差額を返金します。

- 使用料の納付** 使用者は入居時に月額使用料及び補償金を納めてください（職員は金銭をお預かりできません。金融機関等にてお支払い願います）。納付と引き換えに鍵をお渡します。
- 費用の負担** 使用料に次の費用は含まれておりませんので各自で負担してください。
 - ① 体験住宅に係る電気料金、灯油使用料、プロパンガス料金、水道使用料（入・退居時にそれぞれのメーター器の数値を確認し、後日請求となります）
 - ② インターネット回線(Wi-Fi) 使用料等通信に要する費用 1,100円/月額
 - ③ ごみ等の処理に要する費用（入居時にご説明いたします）
 - ④ 冬期に長期間不在にする場合の水落費用
- 使用期間**
 - ・使用期間は、毎月1日から末日までの1ヶ月単位とし、使用期間に1ヶ月未満の端数があるときは1ヶ月とします。
 - ・使用期間は最長1年間です（使用申請時に利用希望月を記載願います）。
- 申込方法** 「美瑛町二地域居住体験住宅使用許可申請書」（別記様式第1号）に必要事項をご記入の上住民生活課移住定住推進室へお申し込みください。
- 使用の決定**
 - ・申請書内使用目的等から書類選考を行います。オンライン（ZOOM等）または電話にて面談をさせていただく場合がございますので予めご了承ください。
- 注意事項**
 - ・体験住宅には最低限の生活用品はありますが、その他必要な消耗品や食品等については各自でご用意ください。
 - ・体験住宅を退去するときは美瑛町住民生活課移住定住推進室に報告し、その点検を受けなければなりません。
 - ・建物、物品等の修理代は使用者で負担してください。
 - ・体験住宅（小）にはお風呂がありません。シャワー室のみとなっております。
 - ・インターネットはwifiを利用いただけます。ご自身で契約されているホームルーター等は提供会社によっては利用が難しい場合がありますので、住宅のwifiをご利用ください。
 - ・ペットの飼育はできません。
 - ・施設内は禁煙です。
 - ・当施設は公共施設のため、原則住民票を置くことはできません。
- 使用許可の取消し等**

使用者が次の場合に該当するときは、使用許可を取り消し、使用を中止してもらった場合があります。

 - ① 使用者が使用許可の条件に反したとき
 - ② 使用者が偽り、その他不正な行為により許可を受けたとき
 - ③ 使用者が秩序を乱し、他人の迷惑となる行為をしたとき
 - ④ 災害その他の事故により使用できなくなったとき
 - ⑤ 公益上やむを得ない事由が生じたとき
 - ⑥ その他体験住宅の管理運営上支障があるとき

申し込み・問い合わせ

住民生活課移住定住推進室 〒071-0292 北海道上川郡美瑛町本町 4-6-1
 TEL(0166)74-6171 FAX(0166)92-1115 E-mail: iju-teiju@town.biei.hokkaido.jp